

「甲府市公立保育所業務支援システム」

導入及び運用等業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月

甲 府 市

**「甲府市公立保育所業務支援システム」導入及び運用等業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 適用

本実施要領は、「甲府市公立保育所業務支援システム」導入及び運用等業務（以下「本業務」という。）を行う事業者をプロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために、必要な事項を定めるものとする。応募者はこの実施要領の内容を踏まえ、企画提案書のほか関連書類を提出するものとする。

2 業務の目的

現在の保育現場においては、多岐にわたる保育業務や安全管理の徹底はもとより、衛生対策への対応など、これまで以上に業務が増加しており、事務の効率化による保育の質の確保が求められている。

本業務は、保育業務のＩＣＴ化を推進することにより、保育所等の利用者の利便性を向上させるとともに、職員の事務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を整備し、良質な保育サービスを提供することを目的としている。

3 業務概要

(1) 業務名

「甲府市公立保育所業務支援システム」導入及び運用等業務

(2) 業務内容

別紙「甲府市公立保育所業務支援システム導入及び運用等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約上限価格

1, 304, 000円

（初期費用：110, 000円、運用費用：1, 194, 000円<7か月間>）

※消費税及び地方消費税込

(4) 契約上限価格契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※なお、運用開始は令和6年9月1日とする

4 参加資格要件

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

(5) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 本事業に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給（入札等）制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。

- (7) 法人税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。本市に営業所等がある場合については、甲府市税の未納がないこと。
- (8) 他の自治体等において同種の業務実績を有していること。
- (9) ISO/IEC27001:2013(ISMS)または一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」の認証を受けていること。

5 スケジュール

募集期間（公告期間）	令和6年5月31日（金）～ 令和6年6月19日（水）午後3時
質問期間	公示後～令和6年6月6日（木）午後3時
質問回答期限	令和6年6月12日（水）
参加表明書提出期限	令和6年6月19日（水）午後3時
企画提案書等提出期限	令和6年6月24日（月）午後3時
プレゼンテーション	令和6年7月4日（木）
審査結果の公表（予定）	令和6年7月上旬

※スケジュールについては、本市の都合により変更する場合がある。

6 参加手続等

(1) 質問書の提出及び回答

本プロポーザルの内容について質疑がある場合は、次により質問書の提出をすること。質疑内容及びその回答は、甲府市ホームページ上にて公表するものとし、質問への回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。なお、質疑がない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限

令和6年6月6日（木）午後3時

イ 提出先

甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども保育課

ウ 提出方法

質問書（様式7）

電子メール メールアドレス：jihoiku@city.kofu.lg.jp

エ 質問の回答

令和6年6月12日（水）に甲府市ホームページに掲載する。

(2) 参加に必要な書類の提出

ア 提出期限

令和6年6月19日（水）午後3時

イ 提出先

甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども保育課

メールアドレス：jihoiku@city.kofu.lg.jp

ウ 提出部数と提出方法

正本1部を郵送または持参すること。

エ 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
 - (イ) 会社概要等整理表（様式2）
 - (ウ) 協力会社に関する調書（様式3）
 - (エ) 誓約書（様式4）
 - (オ) 役員等名簿
 - (カ) 法人登記簿謄本 ※履歴事項全部証明書
 - (キ) 納税証明書（法人市民税等）
 - (ク) 印鑑証明書
- ※本プロポーザルへの参加は、これら資料の提出をもって参加表明があったものとみなす。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

令和6年6月24日（月）午後3時

イ 提出先

甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども保育課

ウ 提出部数と提出方法

正本1部、副本9部を郵送または持参

エ 提出書類

- (ア) 企画提案書（様式5）
- (イ) 業務内容に係る企画提案（任意様式）
- (ウ) 機能要件対応表（別紙1）

※機能要件対応表には各要件への対応状況を記入の上、提出すること。

※提出書類（ア）～（ウ）については、CD-R等電子媒体も併せて提出すること。

（エ）見積書（様式6）

(4) 企画提案書（任意様式）作成にあたっての留意点

ア 提出部数

正本1部、副本9部は、A4版横

（必要に応じてA3版横でも差支えないが、A4版サイズに折り込むこと）

イ 50ページ以内（表紙、中表紙及び目次は含まない）

エ 評価基準表（別紙2）に記載の内容に従い、提案内容を記載すること。

オ 専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

(5) 辞退

参加表明後に辞退する場合には、企画提案書類の提出期限までに参加辞退届（様式8）を提出すること。

7 提出書類の取扱い

- (1) 提出期限終了後は本市の同意なく、提出書類に記載された内容を変更することは認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、優先受託候補事業者の特定を行う作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出書類（上記6.（4）の複製を含む。）は、このプロポーザルの目的以外に使用しない。
- (5) 提案者が提供した従業員等の個人情報は、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。

(6) 提出書類の内容について、別途確認することがある。

8 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

事業者の選考にあたっては、「評価基準表（別紙2）」に基づき提案された内容について、「甲府市公立保育所業務支援システム」導入及び運用等業務受託者選考審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

委員会で定めた評価基準に基づき、企画提案書等の内容及びヒアリングから総合的に審査し、優先受託候補事業者1者を特定する。なお、評価項目や評価視点は、別紙2「評価基準表」のとおりとする。

(3) ヒアリング

企画提案書を提出した者に対し、以下のとおりヒアリングを行う。

ア 実施予定日 令和6年7月4日（木）

イ 出席者 3名以内

ウ 時間 60分程度

・事前準備：5分程度

・プレゼンテーション（デモンストレーション含む）：30分

・質疑応答：20分

・片付け：5分程度

エ 内容

（ア）企画提案書の内容説明、システムのデモンストレーション及び質疑応答

（イ）デモンストレーション（10分程度）では、以下の内容を実施すること

　a システム概要（画面構成など）の説明

　b 各機能の説明

　・保護者との連絡機能

　・登降園管理機能

　・帳票管理機能

　・保育ドキュメンテーション

※タブレットとPCで利用可能な機能が異なる場合や画面の構成・操作方法が異なる場合は、画面を用いてそれらの詳細を必ず説明すること。

(4) その他

ヒアリングは非公開とし、会場、時間等は別途連絡する。

9 審査結果の公表

審査完了後、選考結果について提案者全員に文書で通知する。また、甲府市ホームページにおいて結果を公表する。なお、評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

10 協議

優先受託候補事業者として特定された者は、契約締結に向けて仕様書等の詳細について本市担当と協議を行う。仕様書等の詳細は、候補者がこのプロポーザルで提案した内容が基本となるものの、甲府市と候補者との協議により最終決定するため、委託契約額は、見積書で提案された金額の範囲内で改めて決定する。

なお、優先受託候補事業者として特定された者との協議が不調のときは、審査により順位づけられた上位の者から順に、契約締結に向けた協議・交渉を行う。

1 1 参加事業者の失格

- 参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。
- (1) 「4. 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
 - (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
 - (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合。
 - (4) 審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
 - (5) 参加事業者が契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
 - (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

1 2 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は市に請求できない。

1 3 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し出ることはできない。
- (3) 提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (5) 市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て企画提案者が負うものとする。
- (7) 業務内容は、採択された企画提案の内容を基本とするが、市の指示のもと変更等を加える場合がある。
- (8) 当該業務を委託する相手方の決定については、特定された優先受託候補事業者を対象として、事業内容、仕様書等の契約内容を本市と協議した上で決定するため、優先受託候補事業者の特定をもって提案者の企画提案の内容全てを了承するものではなく、また、当該業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をしたと本市が判断した場合には、企画提案書等を無効とともに、虚偽の記載をしたものに対して、本市の規定により、資格停止措置を行うことがある。

1 4 連絡先（送付先）

甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども保育課
担当：土橋
〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号
TEL 055-298-4473
FAX 055-236-2177
電子メール jihoiku@city.kofu.lg.jp